

事 務 連 絡

平成23年 5 月16日

岩手・宮城・福島労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

「東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集 (No.1)」の送付について

東日本大震災に係る労災保険給付の事務処理については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号及び基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示しているところである。

今後、業務上外の判断等でよくある質疑に対して質疑応答集を取りまとめることとし、今般、別添のとおり「東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集 (No.1)」を作成したので、業務に活用されたい。

東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集 (No. 1)

(給付基礎日額関係)

問1 事業場が被災する等により、賃金を証明する資料がなくて平均賃金を算定できない場合に、直近の厚生年金保険等の標準報酬月額を用いてよいか。

(答)

他に客観的な資料がなく、請求人等からの聴取結果を踏まえ、その水準が適当と認められる場合には、標準報酬月額を根拠に平均賃金を算定して差し支えない。

(死亡診断書関係)

問2 遺族(補償)給付の請求書が提出されたが、添付された死亡診断書がコピーである。原本の提出を依頼しているが、業務上外の判断に当たって、コピーのままではいけないか。

(答)

請求書の提出に当たっては、請求人の負担軽減の観点から、死亡診断書の写しでも、差し支えないこととする。

しかしながら、死亡診断書の写しが提出された場合には、必ず、職員等が、被災労働者の死亡の事実を市町村等に確認し、その旨書類上に残すことで、被災労働者の死亡の判断を行うこと。